

判決年月日	平成 2 3 年 3 月 1 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）第10237号		
○「水処理装置」に係る本願発明と「水熱反応装置」に係る引用発明とは、水の役割と温度状態において異なり、技術分野においても異なるものであり、容器内の圧力状態や温度状態も異なるから、両者が「処理装置」の点で共通する点の一致点の認定に誤りがあり、これを相違点として判断しなかった審決には、結論に影響を及ぼす違法がある			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

本件は、「水処理装置」に関する特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について、特許庁がした、請求不成立審決の取消しを求める事案である。本件審決の理由は、要するに、本願発明は、「水熱反応装置」に係る引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、同法 2 9 条 2 項の規定により、特許を受けることができない、というものである。原告は、取消事由として、発明の認定の誤り及び一致点の認定の誤り、相違点の認定判断の誤りを主張した。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を認容した。

本件審決は、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応処理を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通すると認定し、処理の内容に関して実質的に対比することなく、「処理装置」という部分が共通すると判断した。

しかし、本願発明の「水処理装置」は、被処理水を処理する装置であって、水は処理の対象であるのに対し、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応を行う装置であって、水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり、水自体は処理の対象とはいえず、両者は、水の役割という点において、異なるものであり、技術分野においても異なるものといえることができる。

また、本願発明の「水処理装置」と、引用発明の「水熱反応装置」とを対比すると、両者は、少なくとも容器内の圧力状態が異なるのに加えて、容器内の温度状態も異なっている。

よって、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応処理を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通するといえることができた本件審決の一致点の認定には、誤りがあり、これを相違点として判断しなかった本件審決には、結論に影響を及ぼす違法がある。